



Title	荻生徂徠の『樂書』校讎とその所産
Author(s)	陶, 德民
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1987, 21, p. 51-74
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48059
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

荻生徂徠の『樂書』校閲とその所産

陶 民 德

はじめに

思想史学にとって、思想家の生涯の事績や著述の経緯などの究明が欠くことのできない基礎的な作業である。この意味で、岩橋遵成氏『徂徠研究』、今中寛司氏『徂徎学の基礎的研究』、近年出版の平石直昭氏『荻生徂徎年譜考』などは徂徎研究に大きく寄与した労作だと言えよう。また、『荻生徂徎全集』、『日本思想大系36・荻生徂徎』や『近世儒家文集集成3・徂徎集』などのテキストの刊行も研究者に多大の便利を与えたのである。しかし、徂徎のいくつかの著作の成立時期について、なお不明な点があるので、筆者はこれまでの研究の中で気付いた史料にもとづき、徂徎の『樂書』校閲とその所産を考察したいと思う。

一 『樂書』について

『樂書』の校閲は徂徎の晩年の主な仕事の一つである。その由来について、荻生鳳鳴の撰になる「徂徎先生親類

由緒書⁽¹⁾は

享保十（一七二五）巳年七月八日、清人朱成章獻上之御書物、鄭世子朱載堉樂書、校閱御用被^ニ仰付^一、有馬兵庫頭殿被^ニ申渡^一、相勸申候。

と述べている。なお、『有德院殿御實紀』卷廿一の享保十年七月八日条にも⁽²⁾

八日松平甲斐守吉里が儒士荻生惣右衛門茂卿に。清人朱佩章が獻^マぜし樂書の校閱を命ぜらる。

とある。この根本史料をもとにしたものと思われるが、近代の史家内藤耻叟が『江戸文学志略』の第九章「有徳公資文ノ事」において、徳富蘇峰が『近世日本国民史』の巻二十一「吉宗時代」においてこの一件にふれている。徂徠研究の専門家による略年譜、たとえば、岩橋遵成氏の「徂徠年譜」、今中寛司氏の「徂徎關係年表」、辻達也氏の「荻生徂徠年譜」など、いずれもこの事を一項目として設けている。

しかし、周知の通り、ここに言う『樂書』すなわち『樂律全書』は明の鄭世子であり、十二平均律の発見者である朱載堉（一五三六—一六一一）のライフワークで、全部で百万言にのぼる大著である。朱佩章が獻上し、そして徂徎が校閲したのは、果してその一部か全部かは、数年前になお「不明」な点とされていた。⁽³⁾近年の実証的な研究はこの問題の解明に重要な手がかりを与えてくれたのである。

一つは、前述の平石直昭氏『荻生徂徎年譜考』である。徂徎が「与富春山人第八書」に言及した「校書之役」は、從来、幕府によつて命ぜられた「六諭衍義に訓点を施す役目」を指すと解されていたが、⁽⁴⁾平石氏はそれが『樂書』の校閲を指すと証明している。⁽⁵⁾富春山人すなわち田中省吾に対して、返事がたいへん遅れた理由を説明したこの第八書に、徂徎は火災のほか、「校書之役」について、

得。反_二故居_一。則有_二校書之役_一。中貴伝_二命_一。事属_二壺秘_一。雖_レ無_二儼然之迹_一。乃有_二季氏之責_一。普天率土。孰不_レ靡_レ鹽。鉛槧_二之勤_一。自秋連_二冬_一。窮_二日之力_一。焚_レ膏繼_レ之。當_二其時_一也。又承_二尺_一之覩_レ。臘_レ盡歲更。茲始_レ削牘。修_二其二者之報_一焉乎爾。足下其恕哉。

と述べている。ここに注目すべきのは、『樂書』校閱という公役、いいかえれば、使命の重大さと、校書の仕事の量の多さである。ゆえに徂徠は「自_レ秋連_レ冬」の数カ月をかけて、夜を日についで精いっぱい頑張ってきたわけである。

いま一つは、大庭脩氏『江戸時代における中国文化受容の研究』である。それによれば、朱佩章、朱子章、朱來章の兄弟三人が一七二五（享保十）年の六番船で二月五日に入港したが、將軍吉宗に献上したのは「樂書一部六套、詩牌一箱、長江図画一軸、枝珊瑚対一箱、銀鼠皮駕籠蒲団二の五品」だと言う。⁽⁷⁾恰も長崎書物改役五代目の向井富が一八〇四（文化元）年八月に編纂した『商舶載來書目』の「享保十乙巳年」項にも「一樂書一部六套」と記されているので、両者は同一のものに関する記載ではないかと推測される。ここにいう「套」は「包」という意味で、一部の『樂書』は「六套」に包まれた本からなっているので、その『樂書』の巻帙の多いことは十分考えられるのである。

以上の傍証から、朱佩章が献上した、そして徂徠が校閲した『樂書』は『樂律全書』の一部ではなく、全部であろうと一応推定できるが、その内訳はなお不明である。以下、現在国立公文書館内閣文庫に収蔵されている紅葉山文庫本『樂律全書（樂書）』（函架番号経六五一）はすなわち前述の『樂書』だという仮説を提出したいと思う。まず、該書の刊記と目録を検討する。『改訂内閣文庫漢籍分類目録』⁽¹⁰⁾によると、紅葉山文庫本『樂律全書（樂書）』

は、「明朱載堉」の撰で、「明萬曆三一刊」の、「四八」冊からなつてゐる大作だそうである。見たところ、黃色の表紙で、縦三一・九五釐、横二三・六釐という寸法の堂々たる書物である。ただ、「萬曆參拾壹年捌月 初參 日刻完」という刊記は第四十八冊の大尾にあるのではなく、第四十四冊「筭（算）學新說」の終りにある。

一方、荻生徂徠は「校書」⁽¹¹⁾をしたあと、その『樂書』は本物の「萬曆年中」の刻本であるかどうかについて疑つていたようである。『駁朱度考』⁽¹²⁾の中で彼は

朱載堉ハ明ノ萬曆年中ノ人ナリ。萬曆元年ヨリ當享保十二年マテ二百七十三年ナレハ。右ノ御本ハ朱載堉カ時ノ板行ニテハナク。重刻ニテアルヘシ。

と指摘している。この疑いからもわかるように、徂徠が校閲したのはたしかに「萬曆」某年と記されている『樂書』で、それと紅葉山文庫本『樂律全書（樂書）』とは、刊記が「萬曆」年間だという点で合致しているのである。

そして、紅葉山文庫本『樂律全書（樂書）』の目録と徂徎が校閲した『樂書』の目録との一致も注目すべき事実である。四十八冊の紅葉山文庫本は各冊の表紙にそれぞれ題簽がある。第一冊「樂書 聖壽萬年曆一」のように、題簽は全書の総称、当該冊の具体書名とその書の卷数、通し冊数という順で記されてゐるのである（写真A参照）。

こう見れば、該書の原書名はたしかに『樂書』で、『樂律全書』というのは多分『内閣文庫漢籍分類目録』を作成した際につけられたものだらうと思われる。第一冊の始めに「樂書總目」が並んでいるが、そこには數々所の誤刻と疏漏があるようである。⁽¹³⁾ 国立公文書館の図書専門官長澤孝三氏の御教示によると、文庫は全て巻頭書名を正式の書名としており、原書の総目等と異なる事が間々あるとのことである。ゆえに、ここに原書の「總目」よりも正しい『改訂内閣文庫漢籍分類目録』における該書の目録を抄出することにしたい。

第一・二冊 聖壽萬年曆¹³、第一・三冊 萬年曆備考³、第四一六冊 律曆融通⁴、第七・八冊 操縵古樂譜¹、第九・一〇冊 六代小舞譜²、第一冊 小舞鄉樂譜²、第十二冊 二佾綴兆圖¹、第十三・十六冊 靈星小舞譜²、第十七・十八冊 旋宮合樂譜¹、第十九・二四冊 鄉飲詩樂譜⁶、第二五・三六冊 律呂精義内篇¹⁰、第三七・四二冊 律呂精義外篇¹⁰、第四三冊 樂學新說¹、樂經古文²、第四四冊 算學新說¹、第四五・四八冊 律學新說⁴

一方、徂徠は『度量考』の「度考」⁽¹⁴⁾に、

(前略) 而載堉狂氣所使。作聖壽萬年曆。及備考。律曆通融。操縵古樂譜。六代小舞譜。小舞鄉樂譜。二佾綴兆譜。靈星小舞譜。旋宮合樂譜。鄉飲詩樂譜。律呂精義内外篇。樂學新說。樂經古文。算學新說。律學新說。亡慮數十卷。余嘗奉^レ教。閱^ニ其書。

と述べている。ここからも分かるように、彼が「教」すなわち命令を奉じて校「閲」した「其書」は「數十卷」からなっている、しかもその具体書名の順番は紅葉山文庫本『樂書』の目録と完全に一致しているのである。この事と、紅葉山文庫には朱載堉の撰になる『樂書』がこの一部しかない、『樂律全書』は版本によって具体書名の排列順がかなり違っている⁽¹⁵⁾などの事実とを合わせて考えれば、両者は同一の書物だという可能性が高いと思われる。

つぎに、紅葉山文庫本『樂書』における附箋を考察する。調べたところ、『樂書』の中で、『律學新說』の卷一である第四十五冊と同卷二である第四十六冊と同卷四である第四十八冊との三冊に二十カ条の附箋がついていることがわかった。附箋の多くは当該丁の文章を抄録した上でコメントをつけるという形をとっている(写真B参照)。大抵欄外に貼つてあるが、第十七から二十までの四カ条(写真D参照)は第四八冊の第三二丁裏と三三三丁表との間にはさんでいる一枚の大きい紙に書いてある。その内容は第三二丁裏の文章や附箋と直接関連しているので、同じ

作者によるものに違いない（写真C参照）。

さて、附箋の箇所は次の一覧表の通りである。

附 箋 一 覧 表

附 番	箋 号	樂 書 冊	書 數	律 學 新 説 卷	丁 數	表・裏
1		45	1	1	2	裏
2		46	2	2	2	表
3		"	"	"	4	裏
4		"	"	"	5	表
5		"	"	"	5	"
6		"	"	"	5	"
7		"	"	"	7	"
8		48	4	18		裏
9		"	"	21		"
10		"	"	22		表
11		"	"	29		"
12		"	"	30		裏
13		"	"	31		表
14		"	"	"		"
15		"	"	32		裏
16		"	"	"		"
17		"	"	"		"
18		"	"	"		"
19		"	"	"		"
20		"	"	"		"

ここに考えるべき問題は二つある。一つは附箋の筆者で、もう一つはその内容である。筆跡について、片仮名の筆画の配りや漢字の筆鋒、とくに「開」、「漢」、「錢」などの字にあらわれた癖から見れば、同内閣文庫所蔵の紅葉山文庫本『名家叢書』に収録されている『荻生考』の筆跡とよく似ている。大庭脩氏の解題によると、『荻生考』は「荻生觀の筆蹟」だそうである。したがって、附箋もまた荻生觀の筆になるのではないかと推測される。⁽¹⁶⁾

そして、附箋の分布と内容を見てみよう。分布については、二十カ条のうち、卷一の「律學新説序」に一カ条、

卷二の「審度篇第一之上」に六カ条、卷四の「嘉量篇第二」に三カ条、同卷四の「權衡篇第三」に十カ条となつてゐる。内容も、たとえば、第八条「古權當唐十分之六」、第十一條「十黍 當作百黍」、第十四条「以一分 四分為一兩之一分也」などのように、半数が權衡にかかるものである。つまり、その筆者の問題関心がよく現れたと言えるのである。

周知の通り、荻生觀はかつて『衡考』を書いたことがある。しかも徂徠の『度量考』に付加して、一つの書物として出版した。その経緯は、彼が「東都講官」として「享保十有八年歲在癸丑孟陬之日」、すなわち一七三三年陰歷正月に書いた「度量衡考叙」⁽¹⁷⁾に、

(前略) 從此而後、考鐘律一家不憚擅作權衡度量、卒極明朱載堉所造尺、量無法、茂卿嘗撰度考量考、原隋志首前尺為古周尺、(中略) 其量由尺亦可得而推、唯權無關尺、乃闕諸考、適會進呈、遂命局官鑄金、據隋志驗古稱若符契、臣愚昧敢作衡考、以附前書、尋俾臣觀及平義質、校正前書、以諸所引原本、其明三種尺、以嘉靖段匹、今江南官斗步弓裁縫尺、我田畝里程、以文武令而修之、而後俯賜省覽、乃刊布之、

と伝えている。ここで注意すべき点は二つある。一つは、「茂卿」すなわち徂徠の「度考量考」作成は朱載堉批判のためになされたので、荻生觀の「衡考」作成はその仕事の継続と補完(「以附前書」)としてなされたということ。もう一つは、荻生觀と平義質すなわち三浦竹溪が幕命により、「前書」つまり徂徎の「度考量考」を「校正」した際に使つたのは「諸所引原本」であり、その中に、当然徂徎が「度量考」に引用したことがある朱載堉の『樂書』が含まれていると思われる。したがつて、前述の附箋は荻生觀が「衡考」作成あるいは「度考量考」の「校正」のときに書いたものだと十分考えられるのである。とすれば、その附箋が付いてある紅葉山文庫本『樂書』

は、すなわち徂徠が校閲したことがある、朱佩章らが將軍吉宗に献上した『樂書』だというのも自明なことである。

二 校閲の重点

先にふれたように、徂徎は『度量考』に『樂書』の具体書名を一一あげているのである。また、『駁朱度考』⁽¹⁸⁾に、
扱、朱載堉。カ樂書ノ全体ヲ考ルニ、嘗テ古ヨリノ傳來スルニ非ス、只己カ算數ヨリ工夫ヲ仕テ、樂ヲ組立タルモノ也。
と『樂書』に対して、総括的な評価を与えていた。こうみれば、徂徎の校閲は『樂書』の全体に及んでいることが
わかる。しかし、その重點はどこに置いたのだろうか。享保十一（一七二六）年秋、徂徎が「水神童」（水足博泉）
に宛てた「第二書」⁽¹⁹⁾はこの問題の解明に重要な参考文献なので、ここに抄録する。

承問。律曆古法甚簡。甚愜鄙衷。不佞好之。由是推覈声律之說。頗得其蘊。夏書曰。詩言志。歌永言。声依
永。律和声。是律本以人音為準。後世乃以尺度累黍求之。所以失也。今本邦所伝黃鐘。乃古黃鐘。（中略）如三分損
益。亦大概言之。何則。必以耳聽乃定也。（中略）如蔡西山麥黃鐘。亦妄說。何則。律有十二者。以隔八相生。終
而復始。循環無端也。（中略）其誤起自不識閏數已。（中略）曆不佞未之學。然以臆道之。古法必簡易。（後略）
承問。書數二技。（中略）數学亦不佞未之學。然觀於今数学者流。設種種奇巧。以誇其精微。其寔無用於世。故
知古法必簡也。且如円率。乃積方以測之。雖積至數万。亦有數万微塵弘不入算。豈足為円率哉。往歲清人獻
朱載堉樂書。朝廷俾不佞考閱。中有円率。本諸周礼周髀。其法如可拋。然未審其如何。

この書簡によつて、徂徎が「樂」を好み、「声律之說」に詳しく述べ、自信満々であつたことは知られる。彼は「古

法」「古黃鐘」を貴び、「三分損益」「隔八相生」など「大概言之」の樂律計算法も一応認めているが、「以尺度累黍求之」という「後世」のやり方には断固反対したのである。このような主張は、すでに『護園隨筆』、『琴學大意抄』など以前の著述に散見するが、ここに水神童への回答を機に正面から且つ集中的にとりあげたのは、彼が朱載堉『樂書』の存在を念頭に置いていたと言わねばならない。なぜなら、朱載堉はその「樂律之說」を明神宗に献上する趣旨を説いた『進律書奏疏』⁽²⁰⁾に

謹按律呂之學乖謬久矣。蓋由宗守黃鐘九寸。三分損益。隔八相生。此三言之謬也。夫此三言實為律家大謬。然舉世宗守之。聞臣此言而不以臣為大謬者。蓋亦幾希。是以臣愚雖得之於心而緘之於口。齧藏有年不敢形於紙筆。為此故也。

と、世人が皆「三言」すなわち三つの古法を「宗守」して、自分の新説は長い間公表できなかつた情況を嘆いていふからである。そして、その新説とは、『律呂精義』の「内篇之目」⁽²¹⁾を見るだけでも明らかである。

總論造律得失第一。不宗黃鐘九寸第一。不用三分損益第三。不拘隔八相生第四。不取圓徑皆同第五（後略）

ゆえに、『律呂精義』は前に述べた『律學新説』「注（1）参照」と同じように、徂徠が考究の重点であつたと言えよう。

樂律については、上述のようであるが、「曆」に関しては、徂徎も「簡易」な「古法」に賛成しているようである。ただ、「之」を「学」ばなかつたので、朱載堉の「曆學新説」（『聖壽萬年曆』、『萬年曆備考』と『律曆融通』の総称）を深く考究することは到底不可能であつた。

さて、「数学」について、徂徎は「未之之學」と自認しているが、やはり「古法必簡」と確信している。彼は朱載堉『樂書』における「円率」の根拠が『周禮』と『周髀算經』にあることに注目しているが、能力に限られてそ

の信憑性を確認できなかった。朱載堉の当該論述は『律呂精義』と『樂學新說』にあるが、戴念祖氏の研究によれば、その円周率計算はたしかに一種の仮託であると同時に、『周礼』の説に拘りすぎた面もあるそうである。⁽²²⁾

以上、水神童宛の「第二書」を分析してきたが、これによつて、徂徠の『樂書』校閲の重点は『律學新說』、『律呂精義』（とくに内篇）、『樂學新說』にあることが知られるわけである。

朱載堉は『筭學新說』⁽²³⁾のはじめに、

臣所撰新說凡四種。一曰律學。二曰樂學。三曰筭（算）學。四曰韻學。前二者其書之本原。後二者其書之支派。所以羽翼其書者也。

と樂律に関しての自分の新説の構成を述べている。したがつて、徂徎の「校書」はおおむね朱載堉の新説における「本原」の部分をおさえて追究してきただようである。

事実上、徂徎は朱載堉の学説に接するのは『樂書』の校閲が最初ではない。一七一四（正徳四）年に刊行された『護園隨筆』⁽²⁴⁾にはすでに

明儒妄造。夏殷周漢縱橫斜黍尺。古實無之。不經之説也。據隋書。古至漢晉。尺度未改。皆有所參驗。其說鑿鑿乎可考。故朱子司馬溫公皆援隋書為斷。而世之尚妄說者何。

と指摘している。ここに言う「縱橫斜黍尺」についての「妄説」は明らかに朱載堉の説であるが、それを直接『樂書』から知った可能性は乏しく、むしろ朱載堉の説を引用した明の李之藻『頌宮禮樂疏』や張介賓『類經』から、あるいはこの両書よりさらに朱載堉の説を孫引きした中村之欽『律尺考驗附三器考略』や中根璋『律原發揮』から知つたのではないかと思われる。⁽²⁵⁾たとえば、『度量考』⁽²⁶⁾に、徂徎は『頌宮禮樂疏』における古尺関係論述を引用した

あと、「此全用『朱載堉之説』而載堉文繁。故今載^レ此。」と朱載堉の冗文のかわりに、李之藻の簡潔な文章を引いた理由を説明している。そうすると、徂徠は『樂書』より先に『頌宮禮樂疏』を読んだことがあり、しかもその内容に相當くわしかつたようである。ゆえに、『樂書』批判の際にこのような引用法を取つたわけである。同じケースは「駁朱度考⁽²⁷⁾」にも見られる。

朱載堉律學新説ニ明朝營造尺量地尺裁衣尺ノ圖有之。此三種ハ明朝ノ尺ニテ。朱載堉同代ノ人ナレハ。此圖雖ナル證據ナルヘキ由。一應御尤ニ奉存候。最前指上候書付ハ。此三種ノ尺ニハ四因三歸ノアリテ。算ムツカシク候ユヘ。上右衛門律原發揮ニ載タル通リヲ書出シ申候。

これは朱載堉の「ムツカシ」い計算を避けるため、かわって「上右衛門」すなわち中根璋の『律原發揮』における関係論述を引用した例である。これらの例によつて、徂徎が最初なにを媒介として朱載堉の説に接したのかは推定できると同時に、彼は早くから朱載堉の説の影響の大きさに注目していたことも知られるわけである。ゆえに、前述の『叢園隨筆』からの引用文に「世之尚^ミ妄説者何」という難詰を発したのである。同様に、徂徎は『度量考⁽²⁸⁾』に朱載堉『樂書』の具体書名をならべたあと、

其樂書亦膚淺不足^レ称。度量乃如^ニ上所^ニ論。然其書浩博。故時人眩^レ之。以為^ニ至論^一。如^ニ李^ミ之藻^ミ頌^ミ宮^ミ禮^ミ樂^ミ疏^ミ。張介賓^ミ醫^ミ書^類經^ニ皆采^レ之。故此方學者^ニ信^レ之者頗多焉。

と批判している。その非難の対象は李之藻、張介賓よりむしろ朱載堉の妄説を「尚」び、「信」じこんでいる「此方學者」に置いたのではないかと感じられる。こうみれば、徂徎は「校書」という仕事にあれだけの力を入れたのは、單に幕命によつただけではなく、「此方學者」を朱載堉の「妄説」から守るという宿願を果たすためでもあつ

たのである。これも徂徠の『樂書』校閲の重要な背景の一つであろう。

三 「校書」の所産

(1) 『駁朱度考』

先にも引用したように、『駁朱度考』は『樂書』校閲をきっかけにできた、しかも作成年代がはつきりした著述である。なぜなら、その本文に「當享保十二年」とふれているからである。そして、文面から見れば、『度量考』が漢文で書いた堅苦しい長文の考証であるのに対して、『駁朱度考』は仮名まじり文で書いた短い論評で、且つ「樂書ノ全体」に総括的な批評を与えてるので、それが『度量考』の後にできたのもほぼ推定できるのである。

『國書總目錄』によると、『駁朱度考』は活字の『日本文庫』にのみ収められていて、写本さえ存在していないそうである。活字本で見たところ、「駁朱度考」という題名と並んで、「周尺ノ考ハ大概ノ寸并ニ明ノ三種尺本據ナキ事」という副題もある。『名家叢書』の「荻生考」に『歴代尺ノ考』というのがあるが、その中の一節のタイトルは「後漢ヨリ南朝ノ宋齊梁陳ノ代マデ尺次第に長クナリタル事」となっている。⁽²⁹⁾ その表記の方式は前述の題名と似ている。なお、『駁朱度考』に「周尺ヲ考知ル「ハ」から「彼是考合セテ我等共ノ了簡ハ只大概ヲ以テ云「也」までの一節は、『名家叢書』の「荻生考」における『樂律ノ考』の中の、「律管ハ耳ニテ定ル「」をタイトルとした一節とはほとんど同文である。⁽³⁰⁾ 『駁朱度考』は、内容から見れば徂徠の著述に違いないが、その題名づけや文章構成などについて再検討する必要があると思う。

(2) 『度量考』

前述のように、『度量考』が『樂書』校閲を契機に成立したのも確実なことである。幕府はこの書物をかなり重視していたようで、『有德院殿御實紀』卷廿九の享保十四（一七二九）年四月朔日条に⁽³¹⁾、「松平甲斐守吉里が家士荻生惣右衛門道済。亡父惣右衛門茂卿が遺書度量考を奉る。」とあるし、また、同卷三十七の享保十八（一七三三）年六月廿二日条にも⁽³²⁾、「此程荻生惣右衛門茂卿が著せし度量考上梓の事。その弟儒臣荻生惣七觀に命ぜられる。」と記載している。これらの記録と上述の荻生惣「度量衡考叙」〔五十七ページ参照〕と合わせて見れば、『度量考』の文献上から出版までの事情がよく分るが、その成立年代はなお不明である。服部南郭は宝曆癸酉（一七五三）年に書いた『物夫子著述書目記』⁽³³⁾にはそれについて「既刊行者」と記しているだけである。内田智雄氏が『文会雜記』、『叢園雜話』や『先哲叢談後編』にもとづき、『度量考』に関して、太宰春台が「改メ」た、中根璋が「校合」した、三浦竹溪が淨書にあたった、などの事実を述べておられるが、その成立年代については追究されなかつたようである。⁽³⁴⁾前述の徂徠関係年譜や年表はいづれもこの一件に言及していない。

筆者は上述の「与富春山人第八書」を書いた一七二六（享保十一）年正月尽當時⁽³⁵⁾、『度量考』が大体できあがつたと考えている。なぜなら、この書牘にふれている「鉛槧之勤。自秋運冬。窮日之力。焚膏繼之。」とは、前に述べたように、総じては「校書」を指すが、その実質的な内容について言えば、「著書」すなわち度量などに対する考証で朱載堉の「妄説」を批判・訂正したことと理解した方がよいのではないかと思うからである。『度量考』における広い引証から見れば、それはたしかに時間がかかる作業である。ただ、大体できあがつたと言つても、最終的完成とはまだ言えない。というのは、その後三浦竹溪のすすめで中根璋に校合を依頼したこともあり、また、

徂徠が自分のこの著述に非常に慎重な態度をとっていたからである。享保十一（一七二七）年五月望の「復安澹泊第六書」⁽³⁶⁾になお、

又近考究歴代度量制。因読朱氏談綺。載文恭先生論。明三種尺。前後説頗相抵牾。豈記者失邪。其書係足下所録。必當識其由。又此方以三十六町為一里。令文所不載。未審其昉何時。又毗尼僧家相伝唐一升。以弘安時升挾之。當六合五勺。未審弘安時用何升。大氏建武時。王室南遷。凡百制度。由此以淪。弘安乃在建武前。則是必官家制也。毗尼僧深戒妄語。其説如可拠。貴藩修大日本史。亦足下所与裁。意必於是二者。有所考覈。伏請見教幸甚。

と『朱氏談綺』の作者であり、『大日本史』の編者である安積澹泊の意見を叩いている。とくに「明三種尺」について教えてもらいたがったのは、同じく一七二七（享保十二）年の作である『駁朱度考』とはかかわりがあると思うが、「弘安」升法についての論述は『度量考』の「量考」の終りにおける文章の大意とはほぼ一致しているので、徂徠はこの問合わせで自分の結論を確認しようとしたのではないかと推測される。これらの点と、『駁朱度考』が『度量考』の後にできたという先の判断と考え方合せば、『度量考』は一七二六年正月尽から翌年五月望までの間、もつと限定すると、一七二六年中に完成したと見てもよからう。

(3) 「樂律考」

『樂律考』について、『有德院殿御實記』卷四十五の享保二十（一七三五）年十一月十七日条に「松平甲斐守吉里が家人荻生惣右衛門道済に。父茂卿が遺書猶あらば奉るべきよし仰ありしにより。樂律考を献ず。」とある。服部南郭『物夫子著述書目記』⁽³⁹⁾では『樂律考』、『樂制篇』、『鈴錄』の三部は「亦頗秘不許刊行者」とされているが、これは多分徂徠の生前の意志であろう。岩橋氏の解題⁽⁴⁰⁾によると、「これ亦た名家叢書中の『荻生考』の中に収載さ

れているが、單行本の寫本として弘く世に行はれている」そうである。

さて、『樂律考』の成立年代について、上述の資料もほかの資料もふれていないようであるが、その本文や『度量考』とのかかわりから見れば、問題は解明できるのである。まず、『樂律考』に

明鄭世子、同崇寧制、此皆在古樂散亡之時、莫有所稽考、妄以己意、飾以累黍、（後略）

明鄭世子黃鐘、一尺一寸五分八釐、折半得五寸七分九釐、為夷則強也、

と二カ所に朱載堉のことについて言及している。また、徂徠の音楽論著の重要な一つである『琴學大意抄』⁽⁴²⁾は一七二二（享保七年）に作成されたが、その中に明代の「調様」、「琴譜」や「宗廟之樂」などにふれているのに、朱載堉のことは全然ふれていない。ゆえに、『樂律考』は享保十（一七二五）年の「校書」をきっかけに成立した可能性が高いと思われる。

一層重要なのは『樂律考』と『度量考』との関係である。『度量考』⁽⁴³⁾に、

以算（算）法言之。其實非目力所能及。止作染寸貳分弱可耳。因求諸樂律。量法。證諸人事。書傳所記。皆允。故今以此為定。樂律別有考。量法及事証見下。

と周尺に対する自分の三つの考証とその所在を提示している。「量法及事証」は『度量考』の後半部分（「下」）にあるが、「樂律別有考」は明らかに単独の書物としての『樂律考』を指すと思われる。一方、『樂律考』の終りにも、「諸考」、「証本文」、及歴代律互求圖、列于左方、若其尺制、別有考証、「と提示しているが、ここに言う「尺制」の「考証」はおそらく『度量考』の中の「度考」を指しているのであろう。なぜなら、徂徠は「本邦舊制」「為周漢遺音」という結論を証明するため、本文に「十証」すなわち十カ条の証拠をあげているが、その第十条

の「求諸尺度」はつまり歴代の尺度による楽律計算である。これについて、荻生觀は「樂律ノ考」に、⁽⁴⁵⁾
 樂律考ニ歴代ノ黃鐘六ツ、五代以下諸儒ノ黃鐘五ヲ載ス。歴代ノ尺并五代以下諸儒ノ用ル尺ヲ度量考ノ尺ノ算（算）ニテ晉
 前尺ニ引合セテ、何律ニ當ルト云。尤モ闇ニ不構、長サバカリヲ云。但シ古説ニ合フ証拠ハ、隋ニテ宋齊ノ舊樂ヲ清商ト名ク
 ルニ符合ス、是ヲ証拠ニメ、樂律考ヲカキタルト文面見ユル也。

と述べている。「度量衡考ノ尺ノ算ニテ」云々は『樂律考』の『度量考』への依存度の大きさを示していると言え
 よう。もちろん、先にふれたように、『度量考』における周尺についての考証は『樂律考』に依るところもあるが、
 それは畢竟部分的で、それほどの重要性を持たない。とすれば、『樂律考』が『度量考』の後にできたと推定でき
 るわけである。そして、筆者は徂徠が一七二七（享保十二）年六月に幕命により『三五中略』⁽⁴⁶⁾という大和國吉野の
 吉水院から献られた楽書を校正したことにも注目したい。今中氏の解題によれば、それは「壺越調・黃鐘調・催馬
 楽などの楽調を論じたもの」だそうである。『樂律考』も「本邦樂律」の論証を中心とした書物があるので、「三
 五中略」の校正はその成立の一媒介であつたかもしれない。いずれにせよ、『樂律考』が享保十二（一七二七）年に
 できたと見ても間違ひがないであろう。

(4) 『泰ノ考』とその他

前述のように、徂徠は早くから朱載堉の「縱横斜黍尺」説を批判していたわけであるが、『度量考』の「度考」⁽⁴⁷⁾
 にまた、

載堉乃以「一為橫黍」。以「九十一為斜黍」。以「八十一為縱黍」而牽合之為証。殊不知謂「九十一者是寸」。謂「一者是算（算）
 法」。謂「八十一者是琴絃」。亦算法。各有所指。而非「尺之殊也」。別有考。此不復贅。

と述べている。そして、『度量考』の「量考」(50)にも、

至于朱載堉。則以一舡為八斗。黃鐘之長為一尺。別稱圍率。以求合劉歆一龠為一合之說。而其所謂一尺者。妄作黃帝夏殷周漢尺。以其夏尺計周量。夫一舡為八斗。既屬無稽。夏尺計周量。自相矛盾。故今皆不取。其黃鐘之長及圍率。別自有考。黃帝夏殷周漢尺之為妄作。既辨諸度法考。故今不贅。

と論じている。これによつて、「黍」や「黃鐘之長及圍率」に対する徂徠の考証文もあることが知られるわけである。たとえば、『名家叢書』下の「荻生考」(第六二冊)に『黍ノ考』があるが、岩橋氏によると、それは「徂徠の著」(51)だという。筆者は基本的にこの見解に賛成したいが、それが荻生觀の転写によるもので、文体の不一致のこと(はじめは漢文で後は全部仮名まじり文である)があり、「惣右衛門カ考ニハ」や「故ニ惣右衛門ハ信ゼサル也」(52)という解説風の文章があるので、そのまま徂徠の原文とは考えられないものである。ついでに述べておきたいのは、同じく第六二冊に收められている『周尺ノ考』、『歴代尺ノ考』、『古尺考』、『樂律ノ考』、『度量考』などは、内容から見れば、明らかに徂徠のものであるが、文章そのものが徂徎の原文であるかどうかはやはり分析しなければならない。なぜなら、荻生觀が複写した場合、必要に応じて、要約や抄録など、多少の変換を加えており、しかも『黍ノ考』のように自分の見解を挿入することも少なくなかったからである。これについての検討は別の機会に譲ることにしたい。

おわりに

『樂書』の校閲は、晩年の徂徎が相当な精力を消耗しておこなつた仕事である。これを契機に成立した『度量

考』、『樂律考』は實に立派な著述である。これらの著述を校書の所産と言つよりも、むしろ校書を触媒として徂徠の多年の學問的な蓄積が噴出し、結晶したものだと言う方がもっと正確であろう。度量については先述の通りであるが、樂律について、徂徠も早くから関心を持ち、いろいろと考証をしたわけである。⁽⁵⁴⁾ ゆえに、『樂律考』を構成する場合、前にも述べたように、大きい比重を占めている第十條の証拠についての論述は『度量考』に依存したが、そのほかの部分はかなりの程度でそれまでの研究成果を利用したのである。とくに三回も「具如『樂制篇』所述(云々)」と、『樂制篇』という書名をあげているのである。⁽⁵⁵⁾ したがつて、それが非常にコンパクトな形で出来たのは決して偶然なことではないのである。

享保時代の代表的儒者である徂徎の『樂書』校讎がたしかにその中国古代の文物制度に対する理解のほどを示しているが、その理解に少しも間違いないとは言えない。たとえば、彼は『度量考』⁽⁵⁶⁾ で「按上自『黃帝』下至『周漢』未嘗異尺。故經傳史籍。皆不言改尺。(中略) 自是至於元明。亦未有三代異尺之說。其有之則自『朱載堉』始。」と言切つた。これに対しても、藤田元春がその『尺度綜考』⁽⁵⁷⁾ で「これは徂徎が『白虎通』に既にこの朱氏の説あるを知らずして述べたことで、博学を誇つた徂徎にもこの誤りがあるのである。朱氏を責むるよりは徂徎自ら恥ぢなければならぬ」と批判している。これは必ずしも徂徎の疎漏によるのではなく、彼が「先王之道」や三代の制度を絶対化・単純化・理想化すぎたによるものと思われる。この「三代異尺之説」と同じようなケースが「古聖人樂」律についての論述でも見られる。拙稿「富永仲基の徂徎批判論」⁽⁵⁸⁾ を参照されたい。

最後に一言を述べておきたいのは、荻生徂徎の『樂書』校讎が單に純粹な學問的研究ではなく、彼が「与富春山人第八書」(五十三ページ参照)で言つたように、幕府の「壺秘」に「属」している「事」である。徂徎と荻生

観の熱心な考証から見れば、それが將軍吉宗の享保改革における政策構想と深くかかわっていたはずだと思われる。その「壇秘」は、現時点ではなお明らかにしえないが、今後の課題としたい。

注

- (1) 今中寛司『徂徠学の基礎的研究』、吉川弘文館、一九六六年、二〇五頁。
- (2) 『新訂増補国史大系』第四十五巻、一九三三年、三七八頁。
- (3) 吉川良和「物部茂卿琴学初探」、『東洋文化研究所紀要』第92冊、一九八三年七月、十二、十四頁。
- (4) 『日本思想大系36・荻生徂徠』、岩波書店、一九七三年、五〇二頁。
- (5) 平石直昭『荻生徂徠年譜考』、平凡社、一九八四年、十一～二頁、一五四～一五五頁。
- (6) 同注(4)、五〇二頁。圈点は筆者による。本稿では以下の引用文における圈点も同じ。
- (7) 同書、同朋舎、一九八四年、二四七頁、四六九～四七六頁。
- (8) 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』、関西大学東西学術研究所、一九六七年、六七九頁。なお、一〇二～一〇四頁参照。
- (9) この解釈は大庭脩氏による。
- (10) 内閣文庫、一九七一年、四二頁。
- (11) 内藤耻叟『少年必読日本文庫』、博文館、第十編所収、三頁。句点は筆者による。以下『駁朱度考』からの引用文における句点も同じ。徂徠の計算は間違っているようである。なお、「右ノ御本」とは直接には『樂書』の中の『律學新説』を指しているが、後述のように、それは徂徎が校閲の重点の所在であるので、行論上、ここにこの一部を以て『樂書』全体を指すことにしたわけである。
- (12) 「萬年曆備考」と「律曆融通」が漏刻で、「籌樂新説」と「律樂新説」は「籌學新説」、「律學新説」と為すべきである。
- (13) 同注(10)。この目録の順番は原書「總目」のそれと合致している。
- (14) 荻生徂徠・荻生觀『度量衡考』、東都書林、享保十九（一七三四）年。その成立の経緯は後述の通りである。引用文は

- 中文出版社一九七九年影写本による。七五七六頁。スペースを省くため、引用の際、原文に擡頭となつてゐる所を闕字の形に変えた。以下の引用文も同じ。
- (15) たとえば、東京大学東洋文化研究所、東洋文庫、静嘉堂文庫などに収藏されている『樂律全書』の目録の排列順は皆紅葉山書庫本のそれと違つてゐるようである。
- (16) 『国立公文書館内閣文庫蔵名家叢書』下冊、関西大学出版部、一九八二年、五四五、五三八頁参照。筆跡の鑑定に関しては、脇田修、大庭脩、今中寛司諸先生のご教示を受けた。
- (17) 同注(14)、五九頁。読点は筆者による。
- (18) 同注(11)、八頁。
- (19) 同注(4)、五一三五一五頁。作成時期の推定は平石氏による「同注(5)、一五八頁」。
- (20) 紅葉山文庫本『樂律全書』第七冊所収、二丁裏。
- (21) 同右、第二五冊、一二丁裏。
- (22) 戴念祖『朱載堉—明代の科学と芸術の巨星』、人民出版社、一九八六年、一一六一一七頁、一八六頁。
- (23) 同注(20)、第四四冊、一丁表。
- (24) 『荻生徂徠全集』、みすず書房、一九七六年、十七巻、一四九頁。
- (25) 『頌宮禮樂疏』と『類經』について、『享保三年七大意書草稿』と『舶來書籍大意書』「同注(8)、二七三、二八三頁」を参考照されたい。『律尺考驗附三器考略』と『律原發揮』は『日本經濟大典⁴』に収録されている。
- (26) 同注(14)、六九頁。
- (27) 同注(11)、三頁。
- (28) 同注(14)、七六頁。
- (29) 同注(16)、一三七頁。
- (30) 同注(11)、六七頁。同注(16)、一五四一五五頁。
- (31) 同注(2)、四九七頁。
- (32) 同注(2)、六三三頁。

荻生徂徠の『樂書』校閲とその所産

- (33) 『日本名家四書注釈全書』学庸部壹所収、東洋圖書刊行会、二頁。
- (34) 「荻生徂徠の著述について」、「同志社法學」75号、一九六二年、二十一二頁。
- (35) 作成時期の推定は平石氏による。同注(5)、一五四頁。
- (36) 同注(4)、五三九頁。作成時期の推定は平石氏による。同注(5)、一六三頁。
- (37) 「按吾邦今升法。不知其所從來也。僧家相傳。鉢所容受。用唐量。弘安時。以當時升法計之。唐壹升當陸合五勺也。古朝廷制度。皆稟唐代。若文武令所載度量權衡與六典全同。弘安時。猶當是古制。而其言如此。因疑其時升法。當是粟法。以陸伍歸唐升。則弘安壹升。又當今陸合肆勺有奇。以此觀之。米粟法展轉相仍。量遂致轉大者審矣」「同注(14)、三〇八~三〇九頁」。
- (38) 同注(2)、七〇三頁。
- (39) 同注(33)、四頁。
- (40) 岩橋遵成『徂徠研究』、閔書院、一九三四年、二二三頁。
- (41) 同注(16)、二頁、五頁。
- (42) 大阪府立中之島図書館所蔵写本による。
- (43) 同注(14)、二四~二五頁。
- (44) 同注(16)、五頁。
- (45) 同注(16)、二~五頁。
- (46) 同注(16)、六頁。句読点は筆者による。
- (47) 「荻生物右衛門茂卿に三五中略校正の事仰付らる。これは大和国吉野山吉水院より出しこと聞えし。」「同注(2)、四三〇頁」。
- (48) 同注(1)、二二八~二二九頁。
- (49) 同注(14)、七二頁。
- (50) 同注(14)、一六八頁。
- (51) 同注(40)、二一九頁。

(52) 同注(16)、一四八～一五三頁。

(53) 同注(16)、一二七～一四八頁、一五四～一六六頁。

(54) たとえば、『護園隨筆』に「前略其謂之林鐘者。縁琴法一字必兼散實二聲故誤耳。予推得其數別有成書。」と「同注(24)一四八頁」、「孚縣雲洞第二書」に「著樂書十卷、旁羅百氏言甚勤、忘食与憂、暑徂涼變有如一日」と「同注(5)七八頁」、「琴學大意抄」に「黃鐘ハ今ノワウンキナリ、コノ「別ニ考アリ、事長ケレハコ、ニシルサス」と「同注(42)」述べている。なお、宇佐美満水『物夫子著述書目補記』に「樂曲考」という書名がある「同注(3)」十頁。

(55) 同注(16)、二一～三頁。なお、『樂制篇』に「本邦中世亦失此法。琴調由廢。遂以仲呂為黃鐘。如樂律篇云耳。」という文章がある。山縣大貳の解説によれば、ここに言う『樂律篇』はすなわち『樂律考』だそうだ(『山縣大貳遺書』所収、甲陽図書刊行会、一九一四年一月、三三三～三四四頁)。とすれば、『樂制篇』がまた『樂書』校閲を機にでき、しかも『樂律考』と相まって成立したという可能性もあるわけである。

(56) 同注(14)、六九～七一頁。

(57) 同書、刀江書院、一九三〇年、八三頁。

(58) 『中國古典研究』(早稲田大学)、三三一号、一九八七年。

(一九八七年九月定稿)
(大学院後期課程学生)

〔付記〕

本稿作成にあたっては、脇田修先生のご指導と大庭脩先生・今中寛司先生のご教示を受けた。また、長澤孝三氏・村田路人氏・大石雅章氏のお世話をうけた。記してお礼申し上げる。

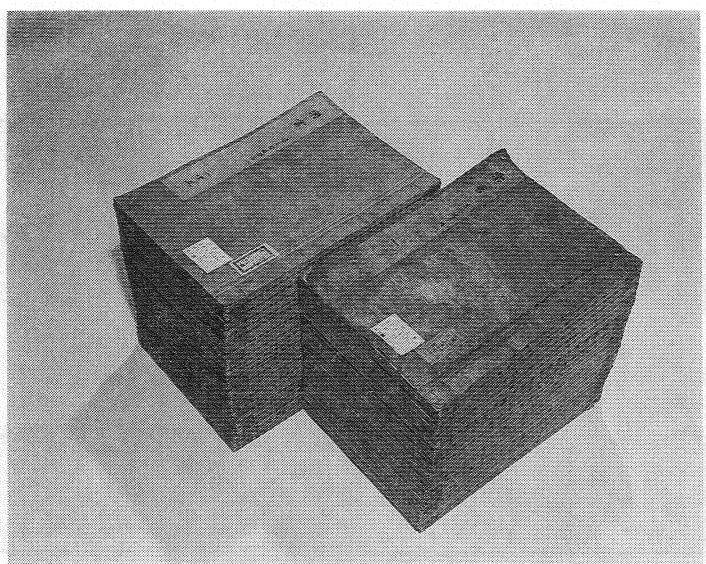


写真 A 紅葉山文庫本『樂書』

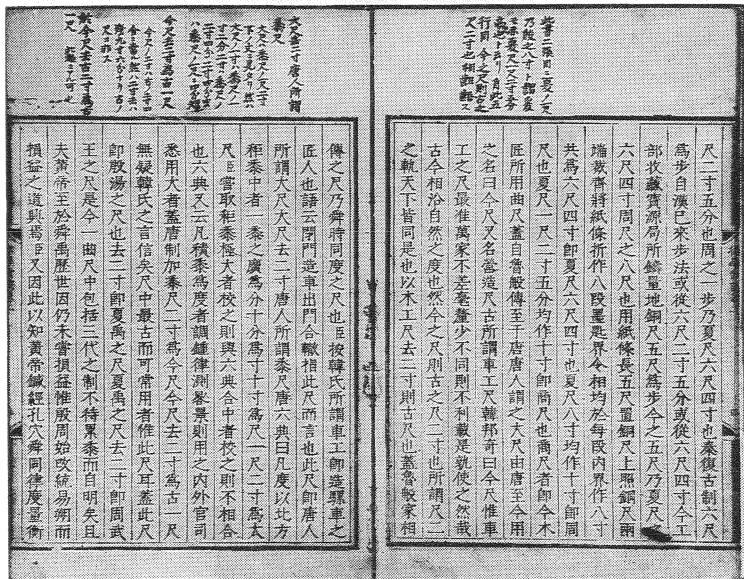
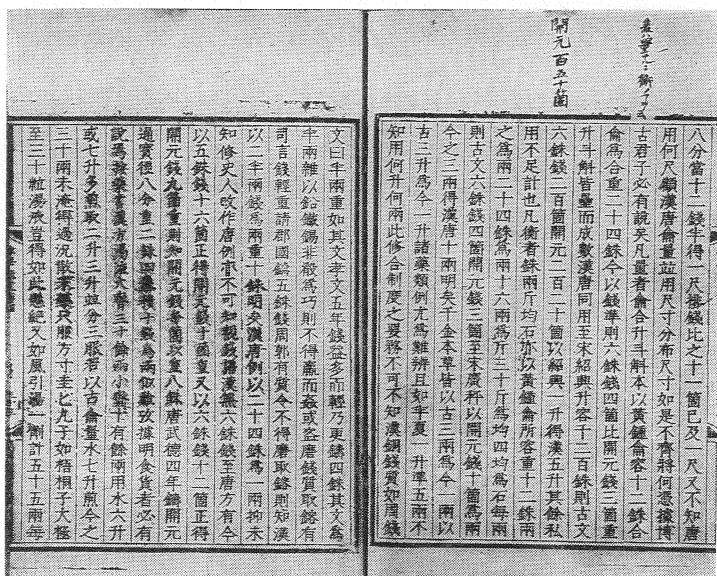
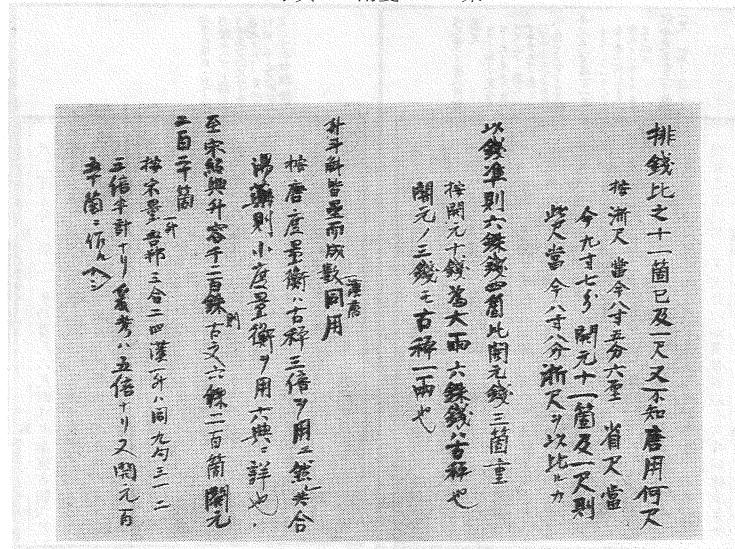


写真 B 附箋 3—6 条



写真C 附箋15—16条



写真D 附箋17—20条